

保健指導実施施設認定制度概要

目的

健診施設における質の高い保健指導體制の整備を図るとともに、保健指導の委託に際しての指標となることを目的とする。

対象施設

人間ドック健診施設機能評価（Ver.3）における小項目「3.5.1.1 健診結果にもとづき保健指導を実施している」において、a、またはs判定（保健指導実施率 10%以上）で当認定を希望する施設。尚、b判定においても改善が認められれば受審可能とする。

認定方法

書面調査票と保健指導実務者調査員 1 名による訪問調査をもとに、人間ドック健診施設機能評価委員会にて認定する。

調査項目

	大項目	小項目
第 1 領域 保健指導の体制	3	7
第 2 領域 保健指導の実施	2	6
第 3 領域 保健指導の評価	3	6
合 計	8	19

【第 1 領域 保健指導の体制】

- 1.1 保健指導の実施体制が確立している
- 1.2 保健指導のスタッフを確保している
- 1.3 保健指導スタッフに対する教育体制が確立している

【第 2 領域 保健指導の実際】

- 2.1 保健指導を適切に実施している
- 2.2 保健指導の質の向上に努めている

【第 3 領域 保健指導の評価】

- 3.1 保健指導を積極的に実施している
- 3.2 保健指導受診者に対するフォローアップが確立している
- 3.3 保健指導の評価に取り組んでいる

登録料

5 万円（調査結果報告書と認定証を発行し、HP にて保健指導実施認定施設として公表）

その他

- 1) 認定期間は 5 年間とする。
- 2) 対象施設や認定方法などは平成 30 年度 Ver.4 開始に合わせて改訂する。
- 3) 詳細については、学会事務局にお問い合わせ下さい。